

第4回 部活動の在り方検討会

日 時：平成30年5月23日（水） 9：30～12：00

場 所：島根県庁分庁舎 2階 教育委員室

自己紹介

（新委員自己紹介）

会長挨拶

みなさん、おはようございます。座らせていただきます。

まず、大学でのアメリカンフットボール部の事件と申しますか、これが非常に大きなニュースになっていて、スポーツ関係者にとりましては非常に残念なニュースになっています。

スポーツに携わるものにとって、競技というものが相手の尊重に、自己の名誉とか勝利が裏付けられない限りは、真のスポーツ文化とかスポーツの質的な発展には成り得ないのではないかと常々思っているところです。

今回のこの事件が、スポーツ界あるいは大学スポーツの在り方について、一石を投じた大きなニュースであったなと感じています。

また、この会も今回で4回目を迎えるわけですが、これまでアンケートを採りながら、あるいは国のガイドラインを色々参考にしながら検討を重ねてまいりましたが、教員側にも、あるいは現場にも様々な意見がありまして、合意形成するには相当な困難を要する内容であろうと感じています。

その中でも、やはり時間を惜しまずに、慎重に議論を積み重ねる必要があるのではないかと思っています。やはり教育の現場が納得できる内容に向けて合意形成が図れるように、この検討会で検討を重ねてまいりたいと思っておりますので、どうぞ忌憚のない意見を出し合って、合意形成に向けて慎重に検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会議の公開について

（設置要綱第5条に基づき公開の了承）

報告事項1

○事務局

資料1をご覧ください。部活動指導員について、最初に説明をさせていただきます。

国は、平成 29 年度 4 月 1 日から制度化いたしました。(1) は中国 5 県の部活動指導員の状況について、平成 29 年度、平成 30 年度のもの載せております。

平成 29 年度には、公立中学校で岡山県が 50 人の配置、県立高校で鳥取県が 3 人の配置がありました。平成 30 年度から、中学校の部活動指導員については、国からの補助金があるということで、各県導入をされています。

国の補助金制度では、中学校における部活動指導員の配置について、要件として適切な練習時間や休養日の設定など、部活動の適正化を進めている教育委員会を対象に、部活動指導員の配置を支援するとしています。具体的には、国の運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを遵守するとともに、教員の負担軽減の状況を適切に把握するなど、一定の要件を満たす学校設置者に対して支援を行うとなっております。

島根県では、方針がまだ策定されておられません。国のガイドラインを遵守するかが未定のため、導入に至りませんでした。

引き続き、地域指導者の状況について説明させていただきます。地域指導者につきましては、既に事業を開始しております。表に記載してあるとおりです。

指導時間につきましては、中学校運動部は 40 から 180 時間、平均 119 時間。文化部は 20 から 210 時間、平均 72 時間。高校の運動部は 30 から 300 時間、平均 118 時間。文化部は 8 時間から 210 時間、平均 68 時間ということで、現在、既に各学校での部活動指導にあたっていただいております。

○会長

事務局より今、状況説明がありましたけれども、何かご意見やご質問などはございますか。

……………質問・意見なし……………

それでは、次に進めさせていただきます。

それでは、(2) の他県の部活動方針等策定状況について、事務局より説明をお願いいたします。

報告事項 2

○事務局

資料 2 をご覧ください。平成 30 年 3 月に策定された国のガイドラインを受けて、5 月 8 日現在で、新たな方針等を策定したのは 10 都府県ということです。

策定済みの各都府県に連絡をいたしまして、回答やコメントをいただきました。また、策定された都府県の方針等につきましては、ホームページにも既に掲載されております。

それぞれの都府県の方針の名称、策定方法、文化部の取扱い、休養日、活動時間の設定、特記事項を簡単ではありますが記載しております。特記事項については、休養日と活動時間に係るもので、国の基準と違うものや、県独自で判断されているものを記載してみました。

まず、名称についてですが、方針としているところや、ガイドライン、指針としているところなど、様々です。

概要についてですけれども、検討委員会を立ち上げて策定したというところもありました。また、検討会を持たずに中体連、高体連、校長会等に聞き取りを行って、最後は教育委員会で策定したというところもありました。

文化部の取扱いについてですけれども、これにつきましては、適用あるいは参考、準用とされており、何らかの関係を持たせてあります。

休養日、活動時間の設定についてですが、中学校での休養日の設定については、平日1日以上、週末1日以上と、活動時間については、平日長くとも2時間程度、休日長くとも3時間程度とし、国のガイドラインがそのようになっておりますので、そのまま適用しているというところが多く見られました。

三重県については、休日の活動時間が4時間以内。神奈川県については、具体的な活動時間は記載されておられません。三重県の4時間以内というのは、準備や片づけを含めた時間を想定したものであるということでした。

高校につきましては、宮城、群馬、東京、山梨、和歌山については中学校と同じですが、その他のところは、休養日の設定日数が少なかったり、活動時間が多かったりという状況が見られます。

また、群馬については、原則中学校と同じですが、学校の状況に応じた設定をすることとなっております。

また、特記事項には休養日や活動時間について、関連があるものと思われるものを先ほど申しましたが、記載しております。

長期休業中の扱いを週休日扱いとしているところもあり、国のガイドラインでは、学期中の扱いと同じにするということになっているものと違う対応をしてあります。年間の休業日日数や週当たりの活動時間数、「朝練習、原則禁止」と具体的に記載してある県もありました。

○会長

他都府県の現在のところまで策定ができているところについて、説明がありました。

今日は、この場でも適切な休養日、あるいは活動時間の設定についてご意見を伺いたいところですが、他府県の状況について、何かご質問等がございましたらお聞かせ願いたいと思いますが、いかがですか。

……………質問・意見なし……………

それでは、まず私から。今、ここに10都府県ありますけれども、他はまだ策定されていないということですか。

○事務局

5月現在で聞いたところでしたので、そのあとは新潟県ができたということは聞いております。

○会長

それでは、ほかのところのほとんどは、これからというところですか。

○事務局

はい。そういうことです。

○会長

少し今の状況についてお聞かせいただきました。

ほかにいかがですか。他都府県についての感想でも結構ですけれども、ありましたら。

はい、どうぞ。

○委員

組合の全国の会でも色々情報は得ているのですけれども、その中で、このガイドラインだとか、部活動の色々なことをやっていく上で、保護者への理解が大事ではないかということで、自治体によっては、「教育委員会や保護者へ文書を出してやっています」ということも聞いているのですけれども、この10都府県で、「こういうガイドラインが出たので、こういうことでやります」という保護者宛ての文書を出している、出さないというようなことが分かったら教えていただきたいと思います。

○事務局

すみません、休養日のこととか、活動時間のことだけをピックアップしましたので、ガイドラインをくまなくということではありませんので、そこまで把握していません。

○委員

分かりました。

○会長

もし今後、機会がありましたら、そのところも聞いていただいて、どのように啓発していくかとか、こういったところもまた聞き取りをお願いしたいと思います。

ほかにありますか。

○委員

1 つ質問なのですが、本県の場合は文化部も同様に、運動部と並行して考えていこうというようなことが良いのではないかという意見は出ていましたけれども、ここにあります文化部の扱いのところの参考というのが和歌山県にあるのですけれども、一方では準用という言葉で、この参考というのをどのように捉えるのかと。

○事務局

和歌山県のほうに聞きましたら、「中学の運動部活動の指針を改定したので、基本的には運動部なのだけれども、文化部もできたらこれを参考にしてほしい」というようには伺いました。

○会長

前回、文化部のほうの規定もできるような話、どこかの団体が出ていましたよね。違いましたか。どこかでこれから検討して……………。

○事務局

文化庁のほうで、これから 30 年度に検討委員会を立ち上げて。

○会長

そういったこともあるからかもしれませんね。

○事務局

有識者会議を開いていくということで、文化庁がこれから進めていくということでした。

○委員

ありがとうございます。

○会長

ほかにございますか。

はい、どうぞ。

○委員

先ほど委員さんのほうから「保護者への周知はどうなのか」ということがありましたけれども、つい先日、春の中国の高体連の理事会がありまして、情報交換をしたのですけれども、山口県のほうで

は、このようなリーフレットをつくって、保護者のほうにも伝えているということが、中国 5 県の中では山口が早くこういったことを進めているということがございました。

○会長

ありがとうございました。

ほかはいかがですか。

……………質問・意見なし……………

途中でありましても、質問を受けますので、次に進めさせていただきます。

それでは、これより議事のほうに移ります。

島根県の方針の決定についてですけれども、今、他県の状況も報告をいただきました。今日は、島根県の方針についてどうするかということで、特に適切な休養日と活動時間の設定に重点を置いて議論をしていただきたいと思います。

様々な考え方があると思いますので、それぞれの立場から色々ご意見をいただきながら、合意形成に向けて検討ができればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局よりお願いいたします。

議事 1

○事務局

資料 3 をご覧ください。「県の方針の策定にあたり、検討を要する点」としております。

2 月の検討会で、委員の皆様から出た意見や実態等を左側に挙げております。それらから考えられる検討を要する点を右側に挙げています。表の 1 から 10 まで、読み上げさせていただきますと思います。ご覧ください。

1 番。高等学校においては、部活動での「推薦入試」や「魅力化事業」等、各学校に応じて判断しなければならない状況や、発育発達の段階に応じた指導が大切であり、中学校とは異なった対応が必要。

右側です。中学校と高等学校では、休養日や活動時間の設定を変える必要があるのではないか。年間の休養日数等の設定を考える必要があるかどうか。

2 番目。「しまね家庭の日」（毎月第 3 日曜日）を休養日の設定としている中学校は多数ある。

その下のところに、枠組みで書いてありますが、資料の一番最後のところに綴じ込みしております『しまね家庭の日』県民運動推進基本方針」というプリントも付けておりますので、あとでご覧いただければと思います。括弧の中を読ませていただきます。

青少年育成島根県民会議が、国、県、市町村の行政機関や青少年団体・機関等と連携を図りながら、青少年の健全な育成活動の取組を行っている。その取り組みの一つが「しまね家庭の日」。月に一度ぐ

らいは自分たちの家庭について、あるいは社会における家庭の役割などについて、家族全員で考えてみようというのが「家庭の日」であるということです。

右側です。「しまね家庭の日」の意義の徹底が必要で、中高とも活動休養日としてはどうか。

3 番目。国のガイドラインでは、長期休業中の休養日・活動時間は学期中に準ずるとなっている。

右側。国のガイドラインと同じで良いかどうか。他県では週休日扱いとしているところもあります。

4 番目。中学校、高等学校ともに、下校時刻や部活動時間が定められている学校が多数ある。その中でも、中学校においては、冬場の活動時間は夏場に比べ極端に少なくなる。高等学校でも同様に、冬場の活動時間は短くなる。

右側。各学校においては、夏場と冬場の活動時間を変える必要があると考えられる。月ごとや学期ごと等で活動時間を変更したり、あるいは年間の総活動時間を設定したりする必要があるかどうか。

5 番目。ハイシーズンでは、活動時間を増やすことも必要になってくる。大会前後では休養日・活動時間が違ってくる部活動もある。

右側。ハイシーズンでは、実践練習等、練習時間の増加が見込まれる部活動もある。また、大会前後の活動時間や休養日の設定を考える必要がある。ハイシーズン、大会前後等の活動について、休養日や活動時間の設定をする必要があるかどうか。

6 番目。学校によっては、体育館やグラウンドの使用ローテーション、また、外で活動する部活動については、天候により活動場所や時間に制約があり、十分な活動ができない場合がある。

右側。体育館やグラウンドが使用できない場合、休養日に充てたり、活動時間を短縮したりすることが考えられる。臨機応変に対応すべきだと思われるが、何らかの設定をする必要があるかどうか。

7 番目。定期試験前は、各学校の状況を踏まえ、原則として一定期間活動を中止し、定期試験に備えている学校が多い。

右側。定期試験がある場合の休養日や活動時間の設定をする必要があるかどうか。

8 番目。大会を控えた定期試験の場合、自主練習等の活動を行っている学校もある。

右側。大会を控えた定期試験の際の活動時間について、何らかの設定をする必要があるかどうか。

9 番目。国のガイドラインでは、朝練習の活動時間等について明記はしていない。

右側。朝練習については、何らかの取決めが必要であるかどうか。

10 番目。週休日に試合が行われることがある。

右側。週休日に試合に参加した場合、休養日や活動時間の設定が必要であるかどうか。

続いて、討議資料をご覧ください。めくったところにあります。討議資料の国のガイドラインの部分ですが、左側のところです。少し詳しく説明をさせていただきます。

綴じ込み資料で別添 1、国のガイドラインを載せております。5 ページをお開きください。読み上げます。

適切な休養日の設定。運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、

運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

学期中は、週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日は、少なくとも 1 日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養が取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

1 日の活動時間は、長くとも平日では 2 時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。となっており、それを簡素化して表したものが討議資料の左側の部分です。

それでは、もう一度資料 3 のほうをご覧ください。1 から 3 まで右のほうに書いてありますが、これは討議資料の右側の部分と併せて見ていただきたいと思います。県の案の休養日や活動時間の設定について対応させています。1 つずつ検討させていただきたいと思いますので、こちらから説明をさせていただきます。

中学校と高等学校では、休養日や活動時間の設定を変える必要があるのではないかという点ですが、まずは学期中の中学校の休養日の設定について、色々のご意見を伺いたいと思っております。

○会長

今日の論点のところになりますけれども、国のガイドラインが示されております。これはいわゆる基準ということで載っているものです。島根県はこれから策定していく中で、これまでの意見を踏まえて、どのように考えていったら良いかということですが、まず、休養日や活動時間の設定です。

まず、中学校について、国のガイドラインが示されていますけれども、ご意見を伺いたいと思いますが、いかがですか。

はい、どうぞ。

○委員

議論のどういう意見を言ったら良いかということの確認も含めてなのですが、資料 3 にある、今まで検討してきた意見と、検討を要する点という説明がありまして、そして先ほどの討議資料の国のガイドラインと県の案というのがあって、今の中学校の休養日をどうするかという検討事項は、国が出しているガイドラインのままで良いかどうかということですか。県として独自にこういう検討、意見に出てきた実態等を踏まえて変えたほうが良いのか、加えたほうが良いのかということでの意

見が必要ということですか。

○会長

両方だと理解しております。

○委員

中学校についてということですね。高校は今のところ除いて。

○事務局

はい。

○会長

後ほどです。

○委員

分かりました。

○会長

今、議論を整理していただきましたけれども、同じで良いか、それとも島根県独自にもう少しこういったことを考慮していったほうが良いのではないかという意見をいただきたいということでございます。

○委員

それでは一つ、それを踏まえて、ここでガイドラインというか、県版の指針なりガイドラインをどのような位置付けで考えるかという、根本的なことになると思うのですけれども、先ほどの色々な実態や意見などで、右側に検討を要する事項でゴシックで出ているのですけれども、このガイドラインというのが、どの程度強制力を持つものなのか。

学校が、ある程度融通性というか、それぞれの判断で、それを基準にはするけれども、ある程度柔軟性を持たせるのか、それとも、やはりある程度強制力がないと、それぞれが勝手なことをやって、またあつてないものになってしまうのではないかという恐れもあるのですけれども、その辺りのところですね。

この基準を設けたら、やはりそれに従って、ある程度強制力を持たせてやらせるものとするのかどうかというところなのですけれども、その辺りも踏まえて、強制力があるから、ある程度少し柔軟性

を持たせたような表現にしなければいけないというものにするのかどうかという、その辺りはいかがですか。

○会長

今のご質問について、いかがですか。

○事務局

今、お手元に国のガイドラインがあり、先ほど5ページ目のところをみなさんご覧いただいたと思います。

2ページをめくってください。国のガイドラインの2ページのところで、中ほどから下のところに、運動部活動の方針の策定等ということで、(1)で書いてございます。

そこに書いてございますのは、国が示したガイドラインに基づいて、それぞれの自治体、あるいは学校設置者、そして最終的には学校長、こういった動きをしていくかということが定めてございます。

まず、アのほうですけれども、都道府県は、この国のガイドラインに則り、それぞれの県の部活動の在り方に関する方針を策定するということになっております。続いて、イのほうで、市町村の教育委員会、学校の設置者になりますけれども、同じように、この国のガイドラインに則り、更には都道府県の方針を参考に設置する学校に係る運動部活動の方針を策定する。そして、ウに書いていますが、校長先生は、学校の設置者、市町村教育委員会の方針に則り、毎年度、学校の運動部活動に係る活動方針を策定する。そして、運動部の顧問の先生は、年間の活動計画、そして、活動実績、こういったものを校長に提出され、それぞれのことは学校のホームページに掲載するということになっています。

ですから、今回、県の方針に立てたものは、大半の部分は現場で守ってもらえるようなルールにしておかないと、後々、最終的に学校の方針を立てられるときに、校長先生の裁量の範囲、それはある程度は必要かもしれませんが、全く方針が骨格のみで、具体のことが書いていないというようなことでは困られるというように思います。

あと、関連ですけれども、先般、市町村の教育長会議がございました。その際には、ある市の教育長さんから、「今回、部活の在り方の方針を県が策定することになっているけれども、先々はそれぞれの市町村で方針を策定していくということになるけれども、守る市町村、守らない市町村、このようなことがあってもなかなか現場が困るばかりだから、学校現場のほうできちんと守れるようなことに、その進め方も含めて、県のほうでしっかりイニシアチブを取ってほしい」という意見がございました。

先ほど、委員さんがおっしゃったことの答えに直接ならないかもしれませんが、現場で遵守可能な方針ということで、会長からも冒頭お話いただきましたので、ある程度がっちりしたものを定めていくということで、お願いをしたいと思います。

○委員

分かりました。

○会長

それでは、また元に戻りまして、中学校からまずお聞きしたいのですけれども、いかがですか。中学校関係の方もご出席ですけれども、いかがですか。

○委員

県中体連です。私が勤務している学校は出雲市ですけれども、出雲市で既に4月9日に保護者宛ての文書を出したところですが、それは、ほぼ国のガイドラインに沿った内容でしたが、この1年間をかけて、各学校に合った内容を考えていくという内容にさせていただきました。最初はきちんとこれで行くという書き方だったのですけれども、少し学校の裁量も考えさせてほしいということをお願いしたところですが。

そして、今の休養日の話ですけれども、1週間に2回休むということは、私は生徒の心身の発達の状況から考えて、ふさわしい設定だと思えます。ただ、資料3の⑤にあるような、ハイシーズンにたくさんやるような、練習試合をたくさん組むような種目については、どうしたものかなということを考えております。

それから、週の休み方です。今、ほとんどの中学校は月曜日が休みだと思っております。月曜日を休養日にした場合、土日のいずれかを休むということになると、休養日が近いというか、トレーニング上はきちんとトレーニングをして、休養をさせて、またトレーニングをして休むということがふさわしいと思っておりますけれども、休養日が連続するという点については、その辺りは考えないといけないのかなということも考えております。

ですから、2日休むということは良いと思えますし、練習試合で疲れた体を月曜日休むというのは非常に良いことだと思っておりますけれども、あとの休みをどう設定するかということは、少し課題かなと私は思います。

○会長

今、週2回は適当ではないかというお話でしたけれども、ほかにいかがですか。

○委員

私も今の意見に賛成なのですけれども、先ほどのハイシーズンの話がありまして、あとの高校の話でも関連してくるので、少し確認なのですけれども、例えば試合前に本当に集中してやらなければいけないとか、それから、私は隠岐水産でヨットをやっていたので、ヨットなどは夏場に集中的にやり

ますけれども、冬場はオフシーズンになるというような場合に、そういう規定を週2日は休む、そして国が言っているように、土日はどちらか1日、そして週1日というのが理想だとは思いますが、その辺りの柔軟に対応できるようなものをどうするのかというところが、実際に出雲市でもうやられているようなのですけれども、実際問題どうなのかなというようには思うのですが、どうでしょうか。

○会長

確かに、何をもって年間とおして1日、週2回なのかということが良く分かりません。地域性ももちろんありますし、種目もありますし、体育館の中でやる、外でやる、海でやるというのがありますので、一概には言えないのですけれども、全体をとおしてというところでの週2日ということではないかと私は感じていました。

ですから、そこにある程度、ここで言えば④以降になろうかと思えますけれども、独自にそこで色々柔軟性を持たせたような書き込みをしていくということでない、それぞれに適応ができないのではないかと考えています。

ですから、原則としての話は、いわゆる標準的なところにあてて、週どの程度が子どもの発育・発達には休養が必要なのかという視点。プラスして、今、委員さんがおっしゃったようなところも加味していかざるを得ないと感じています。

ですから、こういったところをしっかりと書き込んでいくところが、この④以降のところではないかと思っています。

ですから、この①、②、③のところについては、国のガイドラインの大まかな目安について、本県ではどのように考えていくかという視点で考えたらどうかと思うのですが、いかがですかね。

このような整理をしないと、とても硬くて議論ができませんよね。本県の場合は文化部というのも一つ取り込んでいこうということですので、様々な柔軟性を持たせる方向で考えないといけないと思うのですが、基準として、どこをおいていくかということでの話になろうかと思えます。

中学校の場合、今、週に2回、平日1日、週末1日というご意見だったと思いますが、これは国のガイドライン以上ですから、少し表現は難しいですけれども、ほぼ国のガイドラインということですが、大体そういった線で、みなさんご意見は合意形成でしょうかね。

○委員

やはり先ほどの、どの程度まで守らせるのかとか、強制力を持たせるのかという話からの議論なのですけれども、どこか軸になるものがないと、原則論であるとか、含みを持たせるという話に発展していかないと思うので、国のガイドラインが出ていることをまずは尊重、重要として捉えて、中学校段階ですので、やはり発育の問題も関わってきますので、こういった形で進めていくのが良いのでは

ないかなと私も同意したいと思います。

○会長

休養日について、ほかに何かご意見をお持ちの方はいらっしゃいますか。ここで決定するということではありませんが、みなさんのご意見をお伺いしたいのですが。いかがですか。大体その線で、みなさんお考えでしょうか。

……………質問・意見なし……………

それでは、ご意見ないようですので、次に活動時間についてお諮りいたしますが、活動時間、国のほうでは平日は長くても2時間、土日は長くても3時間ということでありますけれども、中学校の場合はいかがですか。

○委員

平日については、この2時間程度ということしか、現在のところ、放課後の活動に入り4時半、場合によっては、様々な活動によって全員が揃うのが5時という中学校の現状を考えると、この2時間というのは、妥当という言い方よりも、現状にふさわしい。

ただ、休日の3時間というようところが、今度は職員の手当的などところを考えていくと、特勤手当と4時間の部活動を考えると、会長も先ほどおっしゃったように、準備から片付けまでで4時間という考え方のほうがよろしいのではないかということで、市の中学校長会では話し合っているところでございます。

答えになっておりませんが、活動時間としては2時間、3時間というところでは、良いのではないかとこのところですが、休日の設定の仕方について、ご検討願えればと思います。

○会長

国のガイドラインの準備など、全く関係なく時間設定してありますけれども、すべて含めてという意味で通るでしょう。

○事務局

すみません、これは確認をしましたら活動時間なので、その準備や片づけは含まなくても良いということですが。

○会長

それでは、今、委員さんが言われたところでいえば、このガイドラインどおりで良いのではないかとこのことですね。委員さん、それでよろしいですか。

○委員

ですから、実際に活動している純粋な時間だという受け取りをさせていただければ、教員がついている時間はプラスがあっても差し支えないということですね。

○委員

そのことで、全国の組合の会でもやはりその話が出まして、手当の問題とこれは別ではないかというように思うのですけれども、結局、今、言ったように、実際に部活をやる活動時間は3時間でも、ボールの準備をしたり、色々な準備活動はもちろんあります。教員の場合だと、当然2時間、3時間活動するとしても、学校に1時間前や2時間前には来て、色々な準備をして、終わってからも色々な報告だとか片づけをするわけで、教員の手当は当然4時間を超えて勤務しているということで、申請すれば良いと思いますので、ですから、そこは活動時間というように書いてありますので、私は3時間程度で、国のガイドラインで良いではないかなと。手当のことは別に考えなければいけないと思います。

○会長

ほかのご意見、いかがですか。みなさん大体、このような意見ですか。よろしいですか。

○委員

すみません。例外的に、例えば合宿をやるとか、強化練習をするとか、そういったものも出てくると思うのです。こういったものの扱いを例外的な形で挙げていただければありがたいと思います。

○会長

やはり、先ほど話しましたとおり、そういったことについては別個に扱わせていただいて、この中に一緒にできるものではないと思いますけれども。

それでは、今のところ、ここでは休養日、活動時間については、ガイドラインに則したものであるという理解ということによろしいですね。

それでは、続いて高等学校のほうになりますでしょうか。

○事務局

長期休業中はあとにさせていただいて、高等学校のほうの休養日の設定等についてお願いしたいと思います。

○会長

それでは、続いて高等学校の基準についてどうなのかということですが、いかがですか。

○事務局

この協議資料の若干補足をさせてください。国のガイドラインは、中学校も高等学校も同じように、今、資料に書いてございますが、ガイドラインの記述をきちんと読みますと、2 ページの上のほうに丸が3つ書いてあります。真ん中の丸の2行目からですけれども、高等学校段階の運動部活動についても、本ガイドラインを原則として適用し、速やかに改革に取り組むということで、義務教育段階の中学校と全く同じではないという記述をここに漏らしているというか、中学校も高校もこのガイドラインが全面適用だというように、今、資料を整理しておりますけれども、国のガイドラインの中では、このガイドラインは義務教育段階の中学校が対象で、高等学校の段階については、原則として適用というところをきちんと含んでいるということを補足させてください。

○会長

それでは、そのようにご理解ください。

高等学校のほうですけれども、いかがでしょうか。高校関係の委員さんからいただきたいのですが、いかがでしょう。

○委員

平日1日、週末で1日となると、競技力の向上という点から考えると、なかなか原則論でやっていくには活動時間が少ない。というのも、今は、現状トップアスリートたちというのは、18歳ではほぼ完成されているような状況で、色々な分野で活躍しているということ。

それから、島根県においても、色々な重点策を打たれて、県民のみなさんに応援してもらえる、元気を与えるという意味でも重点校指定であるとか、重点指定選手を決めて、色々と競技力の向上を図る中で、この中学生と同様のような形になると、なかなか活動時間の確保という面からするならば、少し不足気味だなと。これは選手サイドです。指導者の問題もあります。もちろんそれだけの専門性のある指導者がいるのかどうかというような議論はありますけれども、今、活動時間としてするならば、少し柔軟性をかなり持たせてもらわないと、週末他府県へ出かけての練習試合等が必然的に起こる、競技力を上げるためには起こりますので、スポーツ施設の環境問題も含めて考えると、なかなか厳しいように思います。

○会長

具体的には。

○委員

具体的にですか。お任せしていただければ一番良いのですけれども、週1回は、週1日というのは平日なのか、休日なのかはなかなか難しい。競技の特性もありまして、週1回というのは、大体一般的に休日を取り入れていることを認識しておりますので、その程度で良いのかなというようにも思うのですけれども。

○会長

中学校とは発育段階も違い、そして島根県でも、色々高校では施策や魅力化などをつくっているところもあるということですので、中学校とは少し考え方も異なるのではないかとということで、週1日という記載で、柔軟に対応できるようにしておくということのご意見でしたけれども、これはいかがでしょうか。

○委員

高校ではありませんが。昨日は火曜日でした。この春卒業した生徒が近くの高校の野球部に入って、その子たちが昨日の夕方にやって来ました。「今日は何」と言ったら、「今日は休養日です」と言ってきました。

その監督さんは、強豪の私立高校を見越して戦えるような、今までやってこられた監督さんで、冬にその先生の話聞いたところ、「やはり甲子園を目指す学校は365分の360日ぐらい練習しているのではないかと」「自分のところは260日ぐらいだ」という話をされていました。しかし、勝つために何をやるかということで考えておられました。

その子たちは怪我をしたとか何とかもあったのですけれども、その休養日を使って卒業した学校に訪ねてくるというか、そういったゆとりがあつて、とても良いなと思いました。

正直言って、ハイシーズンの野球部というのは毎日やっているものかと思っていましたけれども、ある意味1週間に1回休みを取っているという、休みを取りながら強くするという、そういうスタンスは非常に良い意味でのショックでした。そういった休養日の大切さというのを訴えていただきながら、部活動を充実させるようなガイドラインであってほしいなということも少し考えていました。

○会長

ありがとうございます。国のガイドラインの中にも、合理的で医・科学を取り入れたようなものとか、このような表現もあったように思います。やはり発育段階にある生徒の怪我の面とか、体の面と精神的な面、こういった両面から休養は必要という考えを啓発していくということも、ここでは大切なことだというお話でしたけれども、そのとおりだと思いました。

今、週1日というご意見がありますけれども、ほかのご意見をお持ちの方は、いかがですか。

○委員

事務局のほうから説明がありましたけれども、国のガイドラインの2ページの、私も高校をどう捉えるかというので、「原則として適用し」という、あくまでも国のガイドラインは中学校のガイドラインで、高校は「原則として適用」という表現になっているところが曖昧なところで、先ほど委員さん方から出た考え、そのとおりだなとも思いますので、高校の場合は、中学校と違って部活をやりに入ってきたという生徒もたくさんいますし、顧問の先生も、部活をやるために教員になったという先生もいまして、ですから、一律に中学校のようにやるのはどうかなというのがありまして、ただ、その辺りを国のように曖昧な形にしないほうが島根県は良いのではないかなというように考えていますので、高校は「原則これで」というのを、ぜひこの場で決めて示してほしいなと思います。

やはり、「週1日は休みましょう」と先ほどから委員さんから出ているのは、私も賛成です。ただ、それができるかどうかというところがどうなのかなと。現場の話を知ると、「盆と正月しか休みません」という話も聞いたりしますので、本当にそれをやるのであれば、週休日にするのか、平日にするのかというはある。どちらというのは、しないにしても、「1日は休みましょう」という最低限の原則を決めれば、それを守るという形をどうやったらとれるのかとか、どうするかということまで含めて決めていただきたいなと思います。

あと、そのあとの特例で、合宿の場合とか、それこそシーズン真っ最中になったときにどうするかというところでまたやるにしても、私の意見としては、週1日というところを、最低でもというところで決めていただけたらと思います。

○会長

この週1日というところについては、なぜなのかというところもやはり付け加えていかないと、理解が得られないのではないかと。私、はじめに言いましたけれども、やはり教育現場が納得するような方向性といいますか、こういったものを示す必要があるのではないかと思います。

なぜなのかといったときに、やはり怪我の問題とか、メンタル的なものとか、生徒にとってどのくらいのウェイトがあって、ほかにやるべきこととか、もちろん学校ですから、勉強のこともありますので、そういったことも色々踏まえて、そうしたところを少し書き加えて、中学校と高校の違い、あるいは島根県にとって、高等学校ではこのような推薦制度、それから魅力化づくり、こういったものもあるという中での対応だということです。

いわゆる原則ですので、それ以上のことはもちろん学校サイドで検討を加えていただければ良いことですので、最低限ここはお願いしたいというところの共通理解でよろしいのではないかと思います。

ほかにご意見なければ次に進みますが、いかがですか。

……質問・意見なし……

それでは、休養日については、大体週1日が適当であろうというようなご意見でした。これも週休日とか、平日の休みとかではなくて、状況に応じてというような判断であるということでした。

活動時間等についてはいかがですか。どのようにお考えですか。時程、時間割等が違うと思いますし、帰る時間等や通学距離とか、こういったところも違うと思いますけれども。これも高校の先生方、実態に合わせてどうお考えなのかということをお聞かせいただければ議論がしやすいと思うのですが、いかがですか。

○委員

平日の活動時間となりますと、やはり時間がそんなに長く確保できないというのが実態です。遅くから始まると、5時ぐらいから始まっても、2時間やればもう7時。ハイシーズン云々は別にして、基本2時間が限界ぐらいではないかなと思うのですけれども、土日からすれば、実質の実練習時間が3時間。3時間もやればもうへとへとになるのではないかなと思うのですけれども、中学生と高校生に若干の含みを持たせてするのであれば、それぞれ1時間ずつ余裕を持たせるのか、加えるのかというぐらいの感じではないかと思います。そんなに時間が取れないし、できないのではないかなというように思うのですけれども、競技によっては違うかも知れませんが、効率の悪い競技もありますので、施設の問題としては。

具体的にいうと、3時間、4時間というようになるのかなと。校内の規定に基づけば、2時間が限界の学校も出てくると思いますから、1時間ずつ加えても、3時間、4時間かなというような感じです。

○会長

平日3時間、休日4時間ということですね。

○委員

はい。午前、午後に分けて考えれば。

○委員

先ほど僕はヨット部だと言いましたけれども、ヨット部ですが、島根県に1つしかない部活なのですけれども、私も今、学校にいませんのであれなのですけれども、学校にいるときは、生徒と部活をやって海へ出ていくわけですから、平日、ヨットを準備するだけで1時間半ぐらいかかりますので、船をつくるのに。片づけもまた1時間ぐらいかかるので、実質、平日、海に出られるのは30分とか1時間ぐらいなのです。

ですから、練習は土日に集中してやると。そして朝、準備を1時間、1時間半して海へ出て、2時間練習して、お昼にまた戻って来て、弁当を食べて、午後から出て行って、夕方3時、4時ぐらいまでやって、戻って来てまた片づけるとすると、そういう活動時間としたら、それこそ8時間ぐらいになるかもしれないというか、そういう特殊な部活もありますし、川でやったり、それこそ色々なところで、宍道湖でやるボート部もあると思いますけれども、色々な部活に対応できるような、今は運動部のことばかりやっていますが、文化部もちろんあると思いますから、対応できるようなガイドラインにすることで考えると、この時間を3時間程度とかで出すことが良いのかどうなのかも含めて、その辺りも包括できるようなものであれば良いかなというように思うのですけれども。あまり特殊なことを言うと、わけが分からないかもしれないですけれども、少し問題提起ですけれども、いかがでしょうか。

○会長

国のガイドラインがどこに焦点を当てて時間設定をしているかということが不明なのですが、いわゆる体育館とかそういうところを想定してやっているのだと思います。それしか考えられません。

先ほども話しましたように、やはり地域性とかクラブの種類であったり、活動場所であったり、シーズン性のももあるわけですので、これを一括してすべてここに収めようと思うと少し無理があるかと思いますので、いわゆる標準的といいますか、体育館なら体育館でやるようなところをイメージして、大勢が関わるところをイメージして、特殊なところについては、やはり別途で考えていかないと、ここの基準の中には収まりきれないのではないかと考えます。

ですから、先ほどの休養日、活動時間、中学校でもお話ししましたがけれども、この考え方に近い形でここは考えていくということで、特殊なケースについては、柔軟に考えていくような方策をまた一方で考えていくことができるのではないかと思います。いかがですか。

○委員

加えて言えば、色々な現場の先生方と話をする中で出てきた意見で、ここで色々議論をされているのですけれども、「もっとやりたい」だとか、部活によっては「こうだ」というような意見も汲み取りながら、「ぜひやってほしい」という意見が出るのです。

今、私はヨット部のことを言いましたけれども、恐らくそれぞれ委員の方も自分がやっていた部活動のことだとか、今、委員さんは剣道ですけれども、剣道部ではどうだとか、それぞれを出して、そしてみなさんが納得できるようなものをつくったほうが良いのではないかと思いますので、できるだけ特殊な場合も含めて、私は今、ヨット部のことを出しましたけれども、今、言っていたように、そういう場合はまた、それもあとで包括できるようなものをつくるということで、原則はこれでいきたいと思います。ということで良いと思うのですけれども、それに至る過程で出すべきではないかなと思いま

す。

○会長

ご意見をいただきました。先ほど課長のほうからもお話がありまして、まず国でガイドラインを定める。そして次は県だと。次は中学校であれば市町村。そして、次が学校、校長というところの段階を踏んでいきますので、その段階のところで、そういったことが加味できるような書き方を、島根県の場合にはしていただくというご意見だと思いますが、そのような方向はあって然るべきだと思いますけれども、いかがですか。そのような考え方も残していただいて、お願いしたいと思います。

今、平日 3 時間、休日 4 時間が適当であろうという話ですけれども、私、高校のカリキュラムとかなかなか分かりませんが、大体、何と申しますか、終わりの時間が決まっているのですか。例えば 7 時とか 8 時とか。

○委員

決まっています。それぞれの学校で持っていると思います。ここでは「長くても」という表現なので、それで少し段階をとということと 1 時間プラスしたというのが根拠なのですけれども。

○会長

余談になりますが、大学の場合は 6 時まで授業があるのです。それから始めて 6 時半ぐらいからスタートして 3 時間くらい、9 時半ぐらいまでやって、それから米子とか出雲のほうに帰っていきませんが、結構遅くなります。これは全く自主的な活動でやっていますので。

中学校の場合は終わりの時間、下校時間というのは、やはり季節によって決まっているのですか。それに応じて終業から部活動に出て行ったら、最大はあっても、ほとんどそれを達しないところで活動は大体終わってしまうと。

それでは、ほかに意見がないようでしたら、大体、高校の場合であれば平日 3 時間程度、休日は 4 時間程度ということのご理解でよろしいですか。

それでは、次。

○事務局

そうしますと、資料 3 の一番下のところですが、長期休業中というように出ておりますが、先ほども申しましたけれども、長期休業中も学期中に準ずるとするのが国のガイドラインですが、県によっては、長期休業中は週休日扱いとするということもあり、このところはこのままでよろしいですかということになります。

○会長

長期休業中での活動についてですけれども、これはいかがですか。それぞれ学校の、中学校、高校での活動の仕方によると思いますけれども、原則をつくっておいて、あとは裁量でやっていくという考えになろうかと思いますが、いかがですか。実態等も交えて話をしていただければと思います。

○委員

基本的に、指導者というのはどのように練習計画を立てられるかということを予想したときに、やはり週単位で物事を動かしているのではないかなと思います。それが3週なのか、4週連続で物事を捉えるのかという、短期、長期、月で考えると思いますけれども、やはり週というものがすごく、休日が2日ある、平日があるということで、それが高校の場合でしたら、長期休業中といっても、そんなに今は長期の休業は確保できないような状況で、色々なことを活動していますので、他の活動をやっていますので、考え方としては、高校サイドからすると、学期中に準ずる形のほうが整理しやすいのかなと。計画も立てやすいのかなと。活動計画も組みやすいのかなというようには思うのですけれども。

それから、あとは長期休業中に、意外と全国大会の開催というものが入ってきますので、それはまたそれとして、週単位で物事を動かしていくというのが一般的ではないかなと思うので、学期中というような形で考えたらいかがなものかなと思います。

○会長

ここには2つ挙がっていますけれども、項目は別のものになろうかと思いますが、学期中に準ずるというところも参考にしながら。

中学校はいかがですか。

○委員

中学校は、冬休みについては、閉庁期間5日間は恐らくほとんどしないのではないかと思います。夏休みも、出雲市については日直を置かない期間ということで、盆前後の2日で、約1週間くらい「そこは休みなさい」ということを示されています。

ただ、運動部活動については、県総体、中国大会、全国大会という流れの中で、そこへは一応目標に向かっていく部活がありますので、そこで出場権を取ったところについては、それはそれ以外ということで考えないといけないと思います。

○会長

今、私、別ものではないかと話したのですが、今のお話だと、そのような長期のまとまった休みを

設けながら長期休業中はやっているということですよ。ただ、ほかの活動日については学期中に準備する形で、ということは、国のガイドラインに沿った形という理解でよろしいですか。

こここのところはそのような整理で。

○委員

すみません、今のは高校も含めてですか。

○会長

含めてです。

○委員

中学校と高校を分けるわけではなくて。

○会長

はい。

○委員

そうであれば、意見を言おうと思いますけれども、どうでしょうか、長期休業中に部活動をいつやるかということで、午前中は補習があつて、午後からやるとか、補習がなかったら午前中やるとかという、おそらく部活の形だと思つたので、長期休業中の平日は、教員はもちろん勤務ですけれども、子どもたちは授業がないので、中学校も高校も補習があつたりとかもちろんありますけれども、そうすると土日、「週休日と同じくらいの時間数でやりたい」という子が出てくると思うのですけれども、そうであれば、どこかの県にもあるように、「週休日に準ずる」、「長くとも」という調整がついたとしても良いのかなというように思うのですけれども、どうですか。

○会長

神奈川は特記事項で書いてあります。それから三重県にも書いてあります。「長期休業中は週休日扱い」ということが書いてありますけど。

○委員

実際、どうでしょうか。部活をやる顧問の先生とか、夏休み中、特に冬場はあれかもしれませんけれども、夏休み中などは特に。

○会長

今はどうですか。実際に長期の休業中は、活動時間等については、休日と同様として扱っていただければ、やはりこのような記述がないと、普通の学期中に準ずれば時間数が少なくなるわけですがそれでも。

○委員

先ほど意見を言ったので付け加えですけど、もちろん休業扱いが良いと思うのです。フリーな時間ですから。それはもちろん。

○会長

そういったことを付け加えておくと良いと思います。

○委員

原則は、はい。

○会長

そうでないと理解がしにくいですね。ここのこれまでの状況を見れば、何件か載っておりますので。

○事務局

資料3の一番下のところをご覧ください。

国のガイドラインでは、休養日及び活動時間の設定については、地域や学校の実態を踏まえた部分として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体、市区町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度、時間を定めることも考えることになっております。

これらのことを踏まえて、今の休養日のところですが、年間の休養日日数と何らかの全体的な日数を考えることは必要でしょうか。

例えば神奈川県は、「年間 52 日以上の休みを取りなさい」というように、「年間でこういった休みを取ってください」ということが書いてあります。「年間 52 週として、必ず週 1 日は休みましょう」というような日数になっておりますが、これは平日と休日を合わせると 104 日ということになります。平日に 1 回、休日に 1 回で、合わせると「104 日は休みましょう」というような記載になります。

○委員

すみません、その意図はどういうところにあるのですか。年間を決められているというのは。

○事務局

神奈川県のですか。そこまで聞いておりませんが、一応、週休日と平日を合わせると 104 日ということになるので、それ以上は休みなさいということでは。

○委員

恐らく予想されますのは、競技の特殊性も含めてそういうのを決めて、週では取れないかなということで、違うところかどうかという。

○事務局

それを踏まえて、ただ、年間には 104 日以上休みましょうという。その週に休みが取れなかったときはどこかで担保しましょうということだと思います。

○会長

一応、原則として週の休日を決めておいて、足りない場合にそういったところ確保していく。そして最低限はこれ以上にしましょうという話だと思います。

年間の休養日設定について、いかがですか。どうお考えでしょうか。原則、週休だけで良いとか、あるいは不定期のときが出てくるので、年間である程度の日数は休日を設定しましょうとしていくのかどうかですね。

○委員

それはハイシーズンとか、特殊な場合にどうするかというところで、併せて考えてもらうということで良いのではないのでしょうか。集中的にやらなければいけないけれども、きちんと休養も必要だから確保しましょうという中で、先ほど言われたように、年間約何日ぐらいはとかというのを書くべきかどうかということも含めて、検討したほうが良いのではないのでしょうか。

○会長

今、ご意見いただきましたが、いかがですか、ほかの方。

○委員

非常に分かりにくいなど。1 年間、長いスパンで 52 日以上、月単位くらいで考えるので、52 という根拠はどこにあるのかと。週 1 ですか。

○会長

今日はこの日数までは議論できないと思いますけれども、考え方として、原則論で週何日休みにし

ましようという話になっていますので、それを不定期にやる場合、トータルとして、休養日はやはりこの程度は必要だろうということの設定だと思うのですが。

○委員

個人的には必要ないのではないかなと私は思います。週 1 日、2 日は休むというラインが出ていますので、それに従うと必然的に休めるのではないかなと思います。

○会長

両方の意見が出ておりますが、ほかはいかがですか。

○委員

それも今話を聞いて思うことは、表現で、数で出すと、やはり今言ったみたいに、根拠は何だということになったりするので、表現をしても良いかなと思います。もし集中的にやらなければいけないような部活動の場合は、適切に休養日をきちんと設けましようとか、大体考え方が週に 1 日、高校の場合は 1 日、中学校の場合は 2 日は休みましようという原則は出ていますので、それに沿った形で、特性があるところは配慮ましようみたいな、調整するとかいうやり方はあると思います。

○会長

これは考え方を提示して、具体的な日数を提示する、必ずするという考えではないわけですね。考え方として、そのような設定もできるという意味ですね。

結構時間がかかります。今日は、あと 1 時間を大体予定しておりまして、報告がまだございます。スピードアップして検討内容を進めていきますが、今の点については考え方はそのようなことで、具体的な日数については、少しここでは置かせていただくということよろしいでしょうか。

○事務局

「しまね家庭の日」は、中高とも部活動休養日として良いかということをご検討いただきたいと思っております。中学校では随分普及しているようでした。高校についてはあまり、第 3 日曜日ですけれども、この活動は別に規制はないということを知っております。県の実態としていかがでしょうか。

○会長

この「しまね家庭の日」というのは、別添の資料がついておりまして、趣旨はこのようところが掲げられています。島根独自のものなのですけれども、第 3 日曜日を休養日にしてはどうかという案なのですが、これは以前にもここで意見が出たのですが、中学校、高校と、実態について少しご報告

いただけますか。

中学校の今の実態はいかがですか。

○委員

中学校は、東部はこの日は休みにしようというような動きで統一しているのですが、やはり体育館とか施設の関係で各連盟・協会の大会が組めない、入れ込めない状況が入ってくるのです、この日をすべて休みにすると。そのようなときには、松江市の例を挙げますと、年間計画において、この日は活動しなければならない日、「しまね家庭の日」を活動しなければならない場合は校長会において諮るとか、それから先ほど会長もおっしゃったように、他県はこれをやっていないので、他県に遠征をする大会等は当然入ってくるので、それについては教育活動上、効果のある大会であればそれに参加するというような感じの、「しまね家庭の日」の扱一的なところを松江市はつくっておきまして、一律休みということにはならないのだけれども、できる限りやっていくという状況です。

他の市町については、なかなか先ほどの体育館施設等の問題もありながら、難しいところがあるように受け止めています。

○委員

概ね守っていこうという機運というか、そういうところはあると思いますが、やむを得ずここに大会やコンクールなどが入っている場合もあります。その場合は振り替えるという措置をしております。

○委員

比較的これを認識している保護者が多くて、この日はなぜ部活があるのですかという方もいらっしゃいます。

○会長

県教委さんの立場もあると思いますが、難しいですね。島根県県民会議というところが主唱されているということですけども。

高校の場合はいかがでしょうか。この「しまね家庭の日」の認識度は。

○委員

認識と言われると、「高校は認識していないのか」という話になってしまいますけれども、活動においては全く意識していません。活動においても。もちろん、大会も入っています。ましてや、この会議は野球関係の方は委員におられませんけれども、今年は開幕日です、夏は。全くそういうものはありません。大会運営の事務局側としても、そういうことになってくると、ものすごく大変な行事の見

直しということになってくると、到底回ってこないだろうということは予想します。

○会長

ということは、今後取り入れるときには、非常にハードルが高いという話だと思うのですが。

○委員

すみません。小学校のほうからですが、「しまね家庭の日」につきましては、小学校の PR にできるだけ務めるようにしています。本校でいえば、例えば月行事や年間行事予定に第 3 日曜、「しまね家庭の日」というように入れております。そこに PTA 活動を持っていったり、スポ少もございますので、そういったものは休みにしましょうというような意味合いも含めて、保護者に配布したりということで PR に務めています。

○会長

小、中、高との対応が色々異なるようではすけれども、今日の論点のところ、休養日としてはどうかということではすけれども、高校は、今のご意見といいますか、現状をお聞きしますと、休養日としても無理だろうというようなお考えを見受けますが、そのようなお考えでしょうか。

○委員

そうですね。私も高校なので、原則のラインがしっかり高校の場合に決まれば、あとはいつを休養日にするかというのは、ある程度裁量を持たせてもらわないと、「毎月第 3 日曜日を休み」みたいな形で決められると、多分高校は困ると思います。それこそ本当に他県に行って練習試合を組んだりというようなことがたくさんありますので、今の野球の話もそうですけれども。ですから、この辺りも表現をどうするのかですけれども、小、中で割と定着しているのであれば、それは大事にしてもらって、高校は流動性を持たせるみたいなものができれば良いかなと思いますけれども。

○会長

そもそも論になるのですが、この部活の在り方の中で、この「しまね家庭の日」を明記する必要があるのかどうかということなので、それはそれぞれの裁量にお任せして、中学校は次の段階で休みにしましょうというのが出てくるかもしれませんが、県の段階でこれを取り入れて、中、高に関する、今日は小学校のスポーツは教育委員会外でやっていますので、そういったことを書き込む必要性はどうかということも一方ではあろうかと思いますが。

○事務局

私は顧問の経験が当然ないわけなので、色々聞いてみたいのですが、例えば高校のことを申しますと、先ほど休養日は週1回というところが大筋の方向として出てきました。例えば学校の先生が、年間の活動計画を立てられるときに、週1回休まないといけないところで、第3日曜日の「しまね家庭の日」に大会があったりとか、色々な部があるところはやむを得ないけれども、そうではなくて、その週どこに休日をもってこようかなというような、まだ選択の余地がある際に、この「しまね家庭の日」のところを選んでもらうとか、そういったことというのは、12ヵ月は無理だと思いますけれども、せっかくこの会議のほうで県民運動として進めていることなので、頭の隅に少し置いてもらえるというようなことは、学校の部活の計画を立てられるときに、はなから絶対なかなかな難しいことなのか、その辺りが少し分からなくて、どのようなものでしょうか。

週1回の外に「しまね家庭の日」ではなくて、週1回休養日を設ける中に、可能な範囲でそういった視点を取り入れてもらうということになるのか、ならないのか。

○会長

そうですね。なるのか、ならないかは私も分かりませんが、そのように島根県ではこういった日があるということで、推奨する形はできるのかなと。私もこれまでずっと検討して、「これはどうしたら良いのかな」と思いながらいたのですけれども。

実際に、例えば顧問であれば、練習に出るといえるときに、例えば小学生や中学生の子どもさんがいらっしゃるといえるときに、親になるわけですよ。その場合には家庭での活動ができないという実態も出てくるわけですよ。

ですから、ただ単に部活動があるからではなくて、子どもたちの視点で見た場合には、この「しまね家庭の日」はどうなのかという視点も出てくるのではないかと思いますので、そうしますと、それでも計画の中で、今、おっしゃったような週休の中で、できれば「しまね家庭の日」は休日にしましょうという推奨型にして、どうしても「しまね家庭の日」に大会を入れないと運営ができないとか、これも一方ではあるわけですので、これを完全に「この日は休みにしましょう」ということは、非常に現実的ではないなというような感じを私はこれまで今日に至るまでしてきました。

何回も繰り返しますが、現場が納得する考え方、推奨する形というのがやはり必要ではないかと、島根県にとっては。ただし、それを完全に休みにすること自体は、非常に現実的ではないというようなところも一方ではあるということを感じております。

ここでの扱いですけれども、ここでは中・高ということになりますけど、ここで完全に「部活動は休養日にしましょう」ということを強く出すのかどうかというご意見を伺いたいと思いますが、いかがですか。

○委員

それでは、事務局からのお話もありましたけれども、やはり高校のことも含めて考えると、今、会長さんが言われたように、「しまね家庭の日」というのは島根県独自の大事な日だと思うので、必ず記述はしてもらって、それを考慮しましょうというか、そういう表現のほうが良いのではないかなと思います。

中学校は定着しているので、もちろん今まで通りそこは休みにして、もし、どうしても大会が入った場合はもちろん振り替えをしましょうということで、校長会のほうでまた議論してやってもらえれば良いと思いますし、高校の場合はなかなか、「できないか」と言われたら、「多分できないでしょう」と言いたいと思うのですけれども、しかし「考慮しましょう」という推奨型の表現にしてもらったほうが良いのではないかと私は思います。

○会長

ほかはいかがですか。概ねその方向でよろしいですか。

……………質問・意見なし……………

事務局のほうはいかがですか。

○事務局

ありがとうございました。色々県の指導の立場もございまして、これをご無理なお願いにならないような形でと考えております。

なお、若干情報提供させていただくと、昨年、実は私が勤めていた高校で、「しまね家庭の日」を共通の休日にできないかという検討を、部活の総顧問に命じました。総顧問会を開いて色々検討した結果、「無理です」という結論が出ました。

ただ、「大半の部はいけそうです」という回答で、具体的にいえば、一番だめだったのはサッカーなのですけれども、第3日曜日のところに地域のリーグ戦を組んでいて、そこを外すと、ほかにやるところがないということもありましたし、ほかの部でも、先ほどありました、大会にまずぶつかるので、そもそも意味をなさないなというのもありましたけれども、大半の部は何となくいけそうだなというのがありましたし、もう一つは、例えば平日、週の中でどれか1日休みを取ろうとすると、平日に取ったほうが練習時間はたっぷり確保できるので、休日の休みが全くないような状態になるのもまずいから、月にどこか、せめて週休日を休みにしようよというような流れが出かけてきたところで年度が終わったというような展開でございました。

○会長

それでは、この点についてはここで矛先変えて、時間が少なくなってきましたので、次に行きましようか。

○事務局

それでは、④から⑩の資料3のところ、1つずつ検討していただきたいと思います。

④に書いてありますが、月毎や学期毎等で活動時間を変更したり、あるいは年間の総活動時間を設定したりすべきでしょうか。先ほどの休養日のこともありましたが、いかがですかというところですか。

○会長

これは留意事項として載せる必要があるかどうかということですか。

○事務局

はい。

○会長

いかがですか。

○委員

なかなか総時間数を算出すること自体、不可能ではないのですか。それは計画ですから、計画はできますけれども、変更や実績であげていくという作業をする際に、なかなかそれは条件とか総時間数を設定するというのは難しいと思います。

○事務局

先ほども年間何日休むということも、ありましたので。

○委員

それをもっと細かく詳細に示せということになるかなと思いますけれども。

○会長

このことについては、高校では計画を出す必要がありますよね。その中で収まることではないのですか。特に留意事項として載せる必要性はありますか。

○事務局

思いますに、先ほどの休養日と、活動時間の基本的なところをまず定めていただいて、それをいざ

適用させようとしたときに、先ほどヨットの話がありましたけど、色々な特殊性がある。それは競技によってあるし、季節によってあるし、色々なことがありますよね。思い当たることを色々この中で載せておいてあげたほうが、実際に計画を立てるときには立てやすいのではないかなど。

そうはいつでも、総活動時間はなかなか大変だということであれば総活動時間はやめて、例えば平日の活動時間、学校がある日の活動時間、日没が早い時期と遅い時期では変えるというようなことも書いておくと、何でもかんでもこの平日は長くても2時間程度だけだと、顧問の先生によっては、それは夏と冬では違うだろうということが次に恐らく起きます。

そここのところ、「いやいや、それは季節によって、夏のほうは若干長め、冬は短め」というようなことが、「運用として元々認めたことですよ」というようにするのか、そこまでは書かないのか、その辺りをみなさんで議論していただいて、要は現場のほうで分かりやすい、守りやすい方針になればということ。

○会長

運用について、少し分かりやすく。

○事務局

思いつくことを挙げたほうが良いかなということ。

○会長

それは別段ないと思いますが、よろしいですね。

○委員

はい。

○会長

それでは、次、お願いします。

○事務局

今、事務局が申しましたけれども、ハイシーズンや大会前後等の活動についての休養日や、活動時間の設定をするというところについても。

○会長

これも同じ考えでよろしいですね。

○事務局

はい。

⑥で、活動時間や天候などの理由によって活動が制限される場合、休養日や活動時間など、何らかの設定をするということも必要があるかどうかということです。

○会長

これもよろしいですね、今の考え方で。

○事務局

そうすると、⑦ですが、定期試験がある場合の休養日や活動時間の設定について、書く必要があるのか。もう既に、だいたい定期試験の前などの活動については制限があるとは思いますが、改めて書く必要があるのかどうか。試験後に試合がない場合でも、そういったことを記載することが必要であるか。

○会長

この辺りは、現場の先生方、いかがですか。書く必要がありますか、指針に。

○委員

この辺りは、まず、基本が学校生活の中があると思うので、学校で決められている部分なので、恐らくガイドラインとはまた少し違うものではないかなと思うので、ここに書く必要はないのではないかと。⑥や⑦はいらないかなと思います。

○会長

他の委員さんもそのような考えでよろしいですか。

○委員

良いと思います。競技によって違うのですけれども、島根県の認識というのが、島根県しか理解できていないというものがあるのを一つご紹介しますと、野球の練習試合は、試験中、土日に平気でやっています、他県は。それは私立、公立ありますけれども、「試験中の試験発表や、試験中の練習試合はやめましょう」、やってはいけないわけではないけれども、「やらないのが当然だ」という認識が島根県です。

こういう他県との比較も出てくるのですけれども、ですから、学校の中でどのように学校長が捉え

て、生徒のために、部活動ありきではなくて、学校での学習に向けて、「試験中だからやめましょう」というガイドラインというか、校内規定みたいなものをつくっていて、「試合が明日から始まる。大会が終わったらすぐ試験だ」といっても、その大会に出させなければいけない、中国大会や全国大会に。その辺りは学校の裁量だと思います。

ですから、一般的に色々なことも考えると、学校での裁量に任せていただいたほうが喜ぶのではないかな、やりやすいのかなと思います。

○委員

今の話ですけれども、先ほどの④、⑤、⑥とも関わってくるのですけれども、定期試験前後の活動について、制限をするということを書く必要はないと思うのですが、ただ、それを踏まえて、「活動時間については、学校のほうで適切にやりましょう」というように、定期試験のことを記述することは大事なかなと思って、それは国のガイドラインの6ページにありますので、説明の中でもあったのですけれども、6ページのオのところ、「定期試験前後の一定期間等、各学校全体とか、市区町村の共通云々で定められることも考えられる」という表現があるので、先ほどのハイシーズンとか、季節によってということも含めて、学校それぞれで今でもやっていると思いますので、表現は残しておいても良いのではないかなと思いました。一律に決めることはないと思います。

○会長

国のほうでも出ていますけれども、県レベルでも、この程度の記述が適当ではないかと思います。あとの細かいところは市町村であったり、学校であったりというところで十分ではないかと思います。そのような考え方で、よろしいですか。

……………質問・意見なし……………

それでは、続いて。

○事務局

⑨になるかと思います。朝練習について、何らかの取決めは必要でしょうか。いかがですか。

○会長

部活動というのは、大体放課後をイメージしているのですけれども、朝練習は初めて出てきました。いかがですか。

○委員

朝練習については、教員の勤務時間の問題からしたら、完全にこれは勤務時間外のことになると思

いますので、実際に各学校でやっている顧問の先生や保護者、子どもたちの状況はもちろん考えなくてはいけませんし、合意を得なければいけませんけれども、一律禁止ということがどうかとは思いますが、朝練習をやるということは、顧問の先生は必ずつかなくてはいけないと思いますので、そうすると勤務時間外に仕事をさせるということにははっきりしているわけで、それを学校としてやるということになれば、振り替えをするなり何なりということをやらなければいけないということで、どうなのでしょう。

記述するかどうかということも含めてなのですけれども、保護者の負担や子どもの健康上の負担なども含めたときに、一律禁止ということはできないかもしれませんが、何か表現したほうが良いのかどうかというところです。悩ましいところではありますけれども。いかがですか。

○会長

ほかにいかがでしょうか。

○委員

高校の場合の実態からして、私が見る限りですけれども、これまでの経験と、今、現場で見ている限りでは、個人的に自主トレという形で体を動かしている状況です。30分なり45分なり、少し早めに来て、始業に間に合うような形で準備を整えて、移動してきますので、特にそれを「部活動指導ではないから良いのではないか」という議論になるかも分かりませんが、ここは全く記述する必要はないのではないかなと。

それを敢えて部活動として2時間なり、3時間なり、3時間はないでしょうけれども、2時間ぐらい確保してやるという実態が一般的であれば、何か必要性を感じるかと思いますが、私の経験と今の現場では、その必要はないかなという。これは意見というか感想になりますけれども。

○会長

部活動として、ここでは考えなくても良いのではないかとありますが、学校の中である程度規制や規定ができるものなのか、あるいは実態のこうなので、ある程度、例えば「朝練習はやめましょう」とか、「この程度にしましょう」というような類のものなのではないでしょうか。中学校関係はどうですか、朝練習については。

○委員

朝練習を何のためにするのかということで考えたことがあります。全体の練習量が不足するので、朝の練習時間を取って練習をしていくという練習量の確保の部分。それから、大会が近いので、その時間に応じた朝のウォーミングアップの仕方をそこでやっていくというような2種類があるのではな

いかなと私は思っています。

本校では、やっているところとやっていないところがバラバラです。顧問の考えです。やるとすれば7時40分からやっているの、規定しています。

出雲市から出されたものは、「恒常的な朝練習はしない」という言われ方で提示されましたので、「〇〇大会の3週間前、あるいは1ヵ月前から朝練習をしても良いですか」ということで、校長のところで申請が出て、許可してやるというような形です。

○会長

これはいわゆる学校内で計画を立ててやっていくということですね。

○委員

全く同じです。

○会長

そういったことを、この部活動の指針について記す必要があるかどうか。どうお考えでしょうか。「そのような類のものではない」とおっしゃれば、そうでしょうけれども。

○委員

教員の負担にはなっているとは思いますが、国のガイドラインの「平日は長くても2時間程度」の中に、朝練習は含まれていないとイメージで良かったのですか。

○事務局

練習という言葉を使う以上、これは含めて考えるという流れ、そういう考え方に当然なっていくのではないかと思います。

○事務局

「朝練習を含んで」というところがありましたので。

和歌山県は、「平日の練習時間は朝練習の時間も含む」とされていて、それが国のガイドラインと同じで、2時間程度というようにされています。

○委員

ということは、朝練習を30分したら、放課後は1時間半ということですか。

○事務局

はい、そうです。

○委員

「放課後にしたかったら、朝練をやめなさい」と。

○委員

宮城県は、朝練習を原則禁止にしているのですよね。

○事務局

そういう記載がありました。

○会長

このところは国や県などのレベルで、あまり細かいところまで関わることはないような気もしますけれども、実態に合わせて考慮していく内容として、市町村あるいは学校レベルでの話になるのかなとは思いますが。県として、もっと出すとなれば、それなりの理由が必要になってきますよね。

やはり事務局としては、ここに取り上げたことについては、何か記載が必要という認識でしょうか。

○事務局

他県が書いておられたので、それからアンケートを採っていたりしたこともあったので、その必要性があるのかどうかということでした。県によっては、こう書かれているところもあったということです。

○委員

例えば、そのアンケートで、朝練の弊害などがたくさん書かれていたのですか。

○事務局

いいえ、そういうことはありません。「朝練があるときに、朝食を食べていますか」、大体の子は食べておりますけれども。

○委員

朝練については、あまりやりすぎると、それこそ1時間目の授業に差し障りが、子どもたちが午前

中に寝ているだとか、教員も勤務時間よりも早く来ていなければいけないので、教員の負担ということがあるので、そういう弊害は多分あると思うのですけれども、今、事務局が言われた合計での活動時間ということになると、「朝に30分やると、放課後は1時間半しかできませんよ」ということなれば、そこで制限というか歯止めがかかるのかなと思いますので、私も今の考えでは記述しないほうが良いのかなという感じがしますので、それぞれの学校でまた検討してもらおうという形で、どうでしょうか。

○会長

ほかにいかがでしょうか。委員さんの考えは、朝練習についてですね。

○委員

宮城県みたいに原則というのは、中途半端な感じがあります。

○会長

中学校が今やっているのは補足的なものですよ、あくまでも。

○委員

中学校と高校で登校手段も違ってきますし、内容も違ってくるので、今の市町村単位で色々と校内でも規定を持っておられる。そのように、学校なり市町村に任せたほうが良いのかなと思うのですけれども。高校も一緒に考えていくと、登校の交通手段が全く違うので、「一律ダメ」というわけにもいかないし、拘束する時間も随分差が出てくるので、という思いで聞いていました。

○会長

国のガイドラインにもないということですが、敢えて島根県の方針にここを書き加えるかどうかですよ。実態に則して、各現場で考えていただくということも適当ではないかと思いますが。現場も納得してやるわけですから、こちらでそれを規制してというのはすぐわかないような気がしますけれども、県として。

ほかに何か違うご意見がありましたら伺いたいのですが。

……………質問・意見なし……………

大体の方向性はそのような方向ということで、先に急がせていただきます。

○事務局

⑩ですけれども、週休日に試合が行われることがある場合に、休養日は活動時間の設定が必要です。

これも先ほどのところであったと思いますので、何らかの柔軟な対応ということで書くべきかなと、先ほど委員さんの意見から感じ取っておりますが、いかがでしょうか。

○会長

これは先ほど議論もたくさんあったと思いますので、これでよろしいですね。

今、③までは国のほうのガイドラインに準じたもの。④以降については、留意事項で載せるかどうかというようなことでした。

これ以外で、何か委員さんの中で、「こういうことはどうなるのか」とか、「こういったことはもう少し留意事項としてあるべきではないか」とかというようなことはありますでしょうか。

○委員

一番最初に議論した休養日のことに戻るのですけれども、高校の場合、「週 1 日は取りましょう」ということで合意ができたとは思いますが、議論の中で、平日に 1 日取れば練習時間は確保できるので、「毎週月曜日は休みにするから、土日はずっと部活をやります」というのがどうなのかと少し思ったのですが、例えば、「最低でも月 1 回は週休日に丸 1 日休みの日を設けましょう」ということは必要ないかどうかということですよ。

ですから、中学校の場合は週休日どちらか 1 日、週 1 日ということもあるので、必ず週休日は毎週休んで体を休めるという形になるのですが、高校生の場合はどうなのだろうかというのを今の議論の中で思ったのですが、どうなのでしょう。

○会長

週 1 回のお休みとあって平日だけにした場合には、土日の休日が 1 回はなくなってしまふということだったと思いますが、このところはいかがでしょう。「1 ヶ月内で、休日の何日かは休みにしましょう」とか、こういったような記述が必要だと思えますよ。

○委員

そうしたほうが良いのかどうかということですよ。

○会長

この辺り、いかがでしょうか。

○委員

大会とか、今の高校の場合の週 1 日というのは、ある程度時間の確保のしやすい休日を利用しやす

いような、逆に言うと、配慮あつての週1日という表現になっていて、その上で、また今度は「月で休日1日取れ」というのは、何を求めて、何を意図としてこちらがガイドラインとして示しているかというのが、何か矛盾するような感じを私は受けます。

ある程度、高校については中学校に準じてやるのだけれども、魅力化や重点指定、競技力の向上という観点を踏まえれば、学校の魅力化を出すのであれば、「きちんと管理しながら、この中でやっていきなさい」ということのほうが私は良いのかなと思います。感想めいたことになります。

全く無視して、「本来は先生方も休ませなければいけない。疲労回復やリフレッシュのためにも」という思いももちろんありますけれども、そこを上手く相殺するにはなかなか難しいので、「休日1日、そこを上手く指導者が確保して、自分の体と子どもの成長を上手く考えてやっていきましょう」というところで収めておいたほうが良いのかなと。

○会長

そこは裁量として、休日に充てる場合もあるわけですからね。

○委員

そうですね。

○会長

そのようなニュアンスでよろしいでしょうか。

ほかに全体を通して、何かございますでしょうか。

○委員

国のガイドラインの2ページのところに、これも事務局のほうから一番最初に説明があつて、2ページの1番の(1)の策定等のところで、都道府県・市町村・校長・顧問というように、「〇〇をしなさい」、「〇〇をしなさい」というのがある中で、一番現場の先生、顧問の先生たちが気になるのが、ウの3行目、「運動部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成して、校長先生に提出する」、これを本当にやると、ますます顧問の先生が大変という意見が、やはり組合員さんの高校で部活をやっている先生から出ました。

そして、オの下から2行目、「簡素で活用しやすい様式の作成等を行う」などと書いてあつて、これをやることで、顧問の先生がますます本当に大変になるようなものを求めてはいけませんし、校長先生は、「年間計画を作って」というようなことは、もちろん保護者に説明しなければいけませんし、必要かもしれませんが、顧問の先生がどこまでやるのかというのが、「今日は何時間やりました」とか、「生徒の健康状態はOK」とか、何か少し付ければ良いような簡素なものをやるのであれば良い

のですけれども、毎日毎日やったことをきちんとというのでは困るなということで、その辺りで、もし県版のガイドラインをつくる場合に、国の分を記入してやるのであれば、この辺りも現場の負担ができるだけないようなものにしていただきたいなという要望があります。

○会長

そこは事務局から案が出ておりました。少し説明を。

○事務局

このところフォローしなければいけないなということで、また他県も既にホームページで「こういったものを活用してください」ということがありますので、これは県のほうでも検討していきたいというように思っております。

○会長

できるだけ実行性のあるものをつくっていかないといけないということだと思いますね。

ほかに何かありますでしょうか。

……………質問・意見なし……………

今日の議事についてはよろしいでございますか。

……………質問・意見なし……………

これから先、できるだけ合意形成をしていって、現場に納得できる内容を策定していくということで、まとめの作業が始まると思います。

また、今後、検討を要することが出ようかと思いますが、今日のところは以上をもって、議事を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、事務局へお返しします。

○事務局

その他についてがありましたけれども、先ほど会長のほうからは、色々これ以外の意見ということがありましたので、その他で事務局からお願いしたいことがありますので、言わせていただきます。

今後、十分な議論を交わしていただくためには、ある程度回数を重ねていきたいというように考えております。皆様のスケジュールを確認させていただきながら調整をしていきたいと思っておりますので、ご協力のほどをお願いします。

なお、次回は少し早いのですけれども、6月14日の木曜日の午前中のところで、第5回になりますが、候補日ということで会議をしたいというように思っております。すぐにご返事やスケジュールもあるかと思いますが、また後日、こちらから改めてご連絡させていただきと思っておりますので、よ

ろしく願います。

それから、もう1点ですが、今日は色々と意見をいただきました。これらを取りまとめ、次回の会議資料にしなければいけないというように思っておりますけれども、委員の皆様から、「それ以外に、こういう資料が必要ではないか」ということがありましたらご意見をいただいて、次の会議のところで整えさせていただきたいと思っておりますけれども、ご意見をいただけますか。いかがでしょうか。

○委員

先ほど言いました、保護者宛ての文書が出雲市はもう出されているということですが、どのような内容の文書かというのが、もし取り寄せられれば、色々な他の自治体の文書が分かれば良いと思います。

○事務局

はい、分かりました。

○委員

神奈川県が2種類のものを出しておられます。私立が入ったものは出ているのですが、あの内容がそのまま反映されているのかというのが、いささか私の中では疑問符が付いておまして、実行性のあるものができているのかどうかという、資料も合わせて、少し説明をしていただきたいなど。

○事務局

はい、分かりました。

○事務局

ありがとうございました。

そういたしますと、閉会にあたりまして、島根県教育委員会教育監、高橋泰幸が一言御礼を申し上げます。

教育監挨拶

本日は、大変長時間にわたりまして、事務局側が休憩時間も設定しないものですから、連続2時間にわたって集中していただき、本当にありがとうございました。

前回まで、非常に色々な視点と課題等を様々な観点からご指摘いただき、今回のご検討をいただいたところで、一気に具体に入ったという印象を持たせていただきました。

ガイドラインや方針というのは、言ってみれば、割と世に出回っているものは理念的かつ理想的なものが多いような印象を受けますけれども、このガイドラインというのは全く逆で、極めて具体的でかつ現実的といいますか、そういう内容を含むものでございます。

したがいまして、委員さんから今日ありましたけれども、法令規則ではありませんので、法的な拘束力はありませんけれども、このガイドラインが直接児童生徒の生活、あるいは教員の勤務に関わってくるものでございますので、特に守るべき必要性の高いものであるとこちらは認識しております。

本日いただいたご意見をもう少しまとめた形で次回はお出ししたいと考えております。「ここは表現力で何とか」というご意見が多かったものですから、担当の国語力が試されるところではございますけれども、何とか意見を集約する形で、次回、また議論いただければと考えております。本日は、どうもありがとうございました。